

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第 41 条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外の住宅
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋が同条の規定に該当するものである旨を証明します。

所有者・取得者の住所	
所有者・取得者の氏名	
家屋の所在地	守口市
家屋番号	
建築年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

守口市長